

港区職員の給与に関する条例及び港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、職員及び会計年度任用職員の給与を改定するほか、「地方自治法」の一部改正を踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとするものです。

【条例改正の背景】

特別区人事委員会は、公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差3,722円(0.98%)を解消するため、月例給を引き上げる給料表の改定をすることが適当であると判断し、令和5年10月11日に勧告しました。

職員団体等との交渉が妥結したため、職員及び会計年度任用職員の給与を改定します。

【条例改正の内容】

- ①職員及び会計年度任用職員の給料月額を上げます。
- ②給料表の適用がないパートタイム会計年度任用職員の報酬の上限額を上げます。
- ③令和5年12月支給分の期末手当又は勤勉手当の支給月数を上げます。

	期末手当		勤勉手当	
	12月分	年間	12月分	年間
管 理 職 員	1.05月 (0.05)	2.05月 (0.05)	1.325月 (0.05)	2.60月 (0.05)
管理職員以外の職員	1.20月 (0)	2.40月 (0)	1.175月 (0.10)	2.25月 (0.10)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管 理 職 員)	0.60月 (0.025)	1.175月 (0.025)	0.65月 (0.025)	1.275月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.675月 (0)	1.35月 (0)	0.575月 (0.05)	1.10月 (0.05)
会計年度任用職員	1.30月 (0.10)	2.50月 (0.10)	—	—

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

④令和6年度以降の期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

【期末手当】	6月分	12月分	年間
管 理 職 員	1.025月 (0.025)	1.025月 (0.025)	2.05月 (0.05)
管理職員以外の職員	1.20月 (0)	1.20月 (0)	2.40月 (0)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管 理 職 員)	0.5875月 (0.0125)	0.5875月 (0.0125)	1.175月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.675月 (0)	0.675月 (0)	1.35月 (0)
会計年度任用職員	1.20月 (0)	1.20月 (0)	2.40月 (0)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

⑤令和6年度以降の勤勉手当について、次のとおり支給月数の改定等をします。

- ・会計年度任用職員に勤勉手当を支給します。
- ・勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【勤勉手当】	6月分	12月分	年間
管 理 職 員	1.30月 (0.025)	1.30月 (0.025)	2.60月 (0.05)
管理職員以外の職員	1.125月 (0.05)	1.125月 (0.05)	2.25月 (0.1)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管 理 職 員)	0.6375月 (0.0125)	0.6375月 (0.0125)	1.275月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.55月 (0.025)	0.55月 (0.025)	1.10月 (0.05)
会計年度任用職員	1.125月 (新設)	1.125月 (新設)	2.25月 (新設)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

【施行期日】

①から③までについては公布の日、④及び⑤については令和6年4月1日

【適用期日】

①及び②については令和5年4月1日、③については同年12月1日